

木造建築物耐震診断等業務委託（単価契約）の契約手続きについて

平素は、葛飾区の建築物耐震促進事業にご理解ご協力いただき、ありがとうございます。
木造建築物耐震診断士派遣にかかる随意契約の手続きは以下のとおりです。

1 ご契約を希望される場合

仕様書及び要綱等をご確認いただき、ご契約を希望される方は、以下「2 ご提出いただく書類」に記載の各書類を担当あてに郵送等でご提出ください。最大2週間のお時間をいただきます。

2 ご提出いただく書類

- (1) 見積書 ※1
- (2) 東京都木造住宅耐診断事務所登録証の写し
- (3) 随意契約業者登録・支払金口座登録申請書 ※1
- (4) 個人情報・機密情報の取り扱いに関する特記仕様書 ※1
- (5) 個人情報等の保管場所を表示した貴社事務室内の「平面図」
※1…記入例をお送りしますのでご参照の上ご記入、捺印をお願いいたします。

3 お手続きの流れ

- (1) 区→貴社
ご提出いただいた見積書等を区で審査した結果、問題なければ、以下の書類をお送りします。
・契約書2部
- (2) 貴社→区あて
 1. 契約書2部とも必要箇所にご捺印ください（割印等も含みます。）。
 2. 契約書1部（区用）に200円の収入印紙を貼付してください。
- (3) 契約のご締結
貴社控えの契約書をお送りします。
- (4) 診断結果報告書の提出方法（紙文書及び電子ファイル）
建築課建築安全係の担当（建築士）が、区建築課窓口等で詳しく説明をいたします。
- (5) ご請求について
仕様書に記載されている内容に基づく、ご請求をお願いしております。
※当該月分の請求は、翌月10日までに提出してください。
(例) 診断結果報告書の完了日が4月1日から4月30日までのものは、5月10日までにご請求。
ただし、3月分のご請求は、3月31日末日までに「完了したもの」が対象となります。
翌月に持ち込むことは出来ないのでご注意ください。（理由：ご契約が3月31日までのため）
- (6) 年度末には、以下の書類をご提出いただきます。
「個人情報に関わる委託業務契約上の書類の処分報告書」（様式は任意）

葛飾区役所 建築課 建築安全係

直通電話 03-5654-8553 FAX 03-3697-1660 E-mail 212200@city.katsushika.lg.jp

〒124-8555 東京都葛飾区立石五丁目13番1号

仕 様 書

- 1 件 名 木造建築物耐震診断等業務委託（単価契約）
- 2 履行期間 契約締結日から令和●年 3 月 31 日まで
- 3 履行場所 葛飾区全域
- 4 業務内容
 - (1) 耐震診断業務
葛飾区木造建築物耐震診断士派遣事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき耐震診断決定を受けた建築物の耐震診断（一般耐震診断法）を行い、以下に掲げる書類の作成及び結果の報告を行う。
 - ア 木造建築物耐震診断完了報告書
 - イ 既存建築物の案内図及び撮影日が記載された写真（外観）
 - ウ 既存建築物の各階平面図
 - エ 既存建築物の一般診断計算書
 - オ 耐震改修工事が必要とされた場合の検討計算書及び補強箇所を示した各階平面図、補強工事費用が分かる見積書（概算見積書）
 - カ 区長が別に必要と認める書類
 - (2) 耐震事業の説明業務
要綱第 3 条第 1 項各号に規定する派遣対象建築物でないことが判明した場合は、申請者に耐震シェルター等設置助成事業や非木造建築物の耐震事業について説明を行う。
- 5 予定件数
 - (1) 耐震診断業務 1 件
 - (2) 耐震事業の説明業務 1 件
- 6 成果品
 - (1) 木造建築物耐震診断完了報告書 及び 添付書類（各 1 部）
 - (2) 診断士による耐震事業の説明を受けたことの確認書
- 7 成果品提出先 葛飾区 及び 申請者
- 8 成果品提出期限 耐震診断完了後 1 か月以内かつ令和 3 年 12 月 31 日までとする。
- 9 耐震診断士について
耐震診断士は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による 1 級建築士、2 級建築士又は木造建築士で、次に掲げるいずれかの者をいう。
 - (1) 一般社団法人東京都建築士事務所協会葛飾支部の会員であるもの。
 - (2) 東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱（平成 18 年 9 月 1 日 18 都市建企第 68 号）第 2 条第 5 号に規定する耐震診断事務所に所属する者
- 10 禁止事項
 - (1) 公の機関を除き、他の個人及び団体への紹介。
 - (2) 診断、補強事項に対する個人的な介入、または目的に反すると認められる行為。
- 11 一般事項
受注者は、業務に従事するにあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 葛飾区木造建築物耐震診断士派遣事業実施要綱に従い、業務を遂行すること。
 - (2) 受注者は一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」

(2012年改訂版)の内容に基づき、誠実に診断を行うこと。なお現地調査についても上記内容に基づくものとする。

- (3) 「障害を理由とする差別の解消推進に関する葛飾区職員対応要領」を踏まえ、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮の提供をすること。
- (4) 本件には契約事項に付随する業務を含み、これらに要する費用は全て委託料に含まれるものとする。
- (5) 必要な消耗品等は、別に定めのある場合を除き、全て受注者の負担とする。
- (6) 受注者は、本契約にあたって、区担当者からの問い合わせに対応できる体制を取ること。
- (7) 受注者は、本契約を締結するにあたり、区担当者と綿密に連絡を取り、委託内容について確認を受けること。また、本仕様書に規定されていない事項及び疑義が生じた場合は、区担当者と協議し、その指示に従うこと。
- (8) 本契約は請負契約とし、業務履行中において発生した労働災害に対する労災保険の適用は受注者のものとする。
- (9) 本業務を履行するにあたっては、関係する法令や条例、規則等を遵守すること。
- (10) 業務上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

12 車両の使用

本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (3) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

13 特記仕様

- (1) 葛飾区が保有する個人情報の取扱いに関する特記仕様（別紙1のとおり）
- (2) 機密情報の取扱いに関する特記仕様（別紙2のとおり）
- (3) 接遇に関する特記仕様（別紙3）

14 検査

建築課検査員の検査を受けること

15 請求方法

受注者は、月末までに完了した(1)耐震診断または(2)耐震事業の説明について翌月10日までにそれぞれ請求すること。

16 支払

検査終了後、受注者の請求に基づき支払う。

17 連絡先

葛飾区都市整備部建築課建築安全係

直通電話 5654-8553

E-mail 212200@city.katsushika.lg.jp

葛飾区木造建築物耐震診断士派遣事業実施要綱

30 葛都建第 1773 号

平成 31 年 3 月 12 日

区 長 決 裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、葛飾区（以下「区」という。）内に存する木造建築物を対象として、耐震診断等の専門の知識を有する耐震診断士を派遣し、耐震診断を実施することにより、地震に対する建築物の安全性に関する意識の啓発及び耐震改修の実施の促進を図り、もって災害に強いまちづくりを目指すことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）を用いて木造建築物の耐震性を確認することをいう。
- (2) 耐震診断士 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条の建築士で、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 一般社団法人東京都建築士事務所協会葛飾支部（以下「支部」という。）の会員である者
 - イ 東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱（平成 18 年 9 月 1 日 18 都市建企第 68 号）第 2 条第 5 号に規定する耐震診断事務所（以下「事務所」という。）に所属する者

(派遣対象建築物)

第 3 条 耐震診断士の派遣の対象となる木造建築物（以下「派遣対象建築物」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 区内に存すること。
 - (2) 階数が 2 以下で地階を有しないこと。
 - (3) 主要構造部が木造（工業化認定住宅及び枠組壁工法建築物を除く。）である一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の 3 分の 2 未満のものに限る。）を含む。）であること。
 - (4) 国、地方公共団体その他公共団体以外の者の所有に係ること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる木造建築物については、派遣対象建築物としない。
- (1) 過去に葛飾区木造建築物耐震診断助成要綱（平成 7 年 12 月 1 日付け 7 葛都建第 473 号区長決裁）による助成金の交付を受けたことがあるもの
 - (2) 過去にこの要綱による耐震診断士の派遣を受けたことがあるもの

(申請することができる者)

第4条 耐震診断士の派遣を申請することができる者は、派遣対象建築物の所有者又は所有者から委任を受けた者とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に該当しない者であっても葛飾区長（以下「区長」という。）が必要と認める者は、耐震診断士の派遣を申請することができる。

(申請手続)

第5条 耐震診断士の派遣を受けようとする者は、葛飾区木造建築物耐震診断士派遣申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

(1) 次に掲げる書類その他の資料であって、派遣対象建築物の所有者及び区分所有者全員、所在並びに建築年月日が確認できるもの

ア 派遣対象建築物に係る登記事項証明書の写し 1部

イ 固定資産税・都市計画税納税通知書及び課税明細書の写し 1部

ウ 地方税法（昭和25年法律第226号）第387条第1項に規定する土地名寄帳及び家屋名寄帳の写し 1部

(2) 派遣対象建築物の所有者と申請者が異なる場合にあつては所有者と申請者の関係が分かる書類を、派遣対象建築物が共有又は区分所有の建築物である場合にあつては共有者又は区分所有者のうち1人に葛飾区木造建築物耐震診断士派遣申請を委任する旨を証する書類を区長に提出しなければならない。

(3) 前2号に定める書類のほか、区長が必要と認める書類

(耐震診断の決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、耐震診断士の派遣の可否を決定する。

2 区長は、前項の規定により、耐震診断士の派遣の決定（以下「派遣決定」という。）をしたときは、葛飾区木造建築物耐震診断士派遣決定通知書（第2号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

3 区長は、第1項の規定により、耐震診断士を派遣しないことを決定したときは、葛飾区木造建築物耐震診断士の派遣を行わない旨の通知書（第3号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

(耐震診断の実施)

第7条 区長は、派遣決定をしたときは、葛飾区木造建築物耐震診断士派遣申請書及び葛飾区木造建築物耐震診断士派遣決定通知書の写しを支部又は事務所に送付し、耐震診断士の派遣を要請するものとする。

2 派遣決定を受けた者は前項の規定により派遣を要請された耐震診断士（以下「派遣診断士」という。）と日程調整等を行い、派遣診断士は派遣決定の日から45日以内に耐震診断を実施するものとする。

- 3 耐震診断の費用は、派遣対象建築物 1 棟当たり 96,000 円を上限とする。
- 4 前項の費用は、区が負担し、第 10 条の規定による完了報告後に支部又は事務所からの請求に基づき支払うものとする。

(耐震診断の取りやめ)

第 8 条 派遣決定を受けた者は、事情により耐震診断を受けることができなくなったときは、速やかに葛飾区木造建築物耐震診断取りやめ届（第 4 号様式）により、区長に届け出なければならない。

(耐震診断の取消し)

第 9 条 区長は、派遣決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、派遣決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な手段により派遣決定を受けたとき。
 - (2) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
 - (3) 前条の規定により耐震診断を取りやめたとき。
- 2 区長は、前項の規定により派遣決定を取り消したときは、葛飾区木造建築物耐震診断士派遣決定取消通知書（第 5 号様式）により派遣決定を受けた者に通知するものとする。
- 3 区長は、第 1 項の規定により派遣決定を取り消したときは、葛飾区木造建築物耐震診断士派遣決定取消通知書の写しを派遣診断士に送付するものとする。

(完了報告)

第 10 条 派遣診断士は、耐震診断が完了したときは、木造建築物耐震診断完了報告書に次に掲げる書類を添えて、区長及び派遣決定を受けた者に報告しなければならない。この場合において、派遣診断士は、あらかじめ派遣決定を受けた者に対し、耐震診断の結果の概要を説明するものとする。

- (1) 建築物の案内図及び撮影日が記載された写真（外観）
- (2) 既存建築物の各階平面図
- (3) 既存建築物の一般診断計算書
- (4) 耐震診断の結果、耐震のための補強工事が必要と診断された場合、構造評点を 1.0 以上に向上させる補強案の検討計算書及び補強箇所を示した各階平面図、補強工事費用が分かる書類（概算見積書）
- (5) その他区長が必要と認める書類

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都市整備部長が別に定める

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 （令和元年 7 月 2 日 31 葛都建第 354 号都市整備部長決裁）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年7月2日に施行し、令和元年7月1日から適用する。

付 則 (令和元年9月19日31葛都建第612号副区長決裁)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条第3項の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る耐震診断の費用について適用し、同日前の申請に係る耐震診断の費用については、なお従前の例による。

葛 飾 区 長 あて

葛飾区木造建築物耐震診断士派遣申請書

葛飾区木造建築物耐震診断士派遣事業実施要綱の規定に基づく耐震診断を受けたいので、同要綱第5条に基づき、次のとおり申請します。

申請者	フリガナ	
	氏 名	
	住 所	〒 ー
	連 絡 先	電話番号 () 携帯電話 ー ー (日中に連絡がとれる連絡先を記入してください。)
	所有者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他()
派遣対象建築物	建物所有者	
	建物住所	葛飾区 丁目 番号
対象建築物 チェック リスト ※該当する <input type="checkbox"/> にチェック してください。	建物用途	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 兼用住宅(1/3以上が住宅) <input type="checkbox"/> 長屋 <input type="checkbox"/> 共同住宅
	規模・工法	<input type="checkbox"/> 木造2階建て以下で在来軸組工法 対象外：一部鉄骨造等の混構造・2×4工法・パネル工法
診断希望日を記入してください。(年末年始を除く) 第1希望日： 年 月 日() 午前・午後 第2希望日： 年 月 日() 午前・午後 第3希望日： 年 月 日() 午前・午後		

添付書類

次に掲げる書類その他の資料であって、派遣対象建築物の所有者及び区分所有者全員、所在並びに建築年月日が確認できるもの

- (1) 派遣対象建築物に係る登記事項証明書の写し 1部
- (2) 固定資産税・都市計画税納税通知書及び課税明細書の写し 1部
- (3) 地方税法(昭和25年法律第226号)第387条第1項に規定する土地名寄帳及び家屋名寄帳の写し 1部

耐震診断士の派遣を受けるため、本申請に記入した個人情報等を区が委託する事業者へ提供することに同意します。

※ご同意いただけない場合は、耐震診断士の派遣を受けることができません。

葛飾区木造建築物耐震診断士派遣決定通知書

様

葛飾区長

年 月 日付で申請を受けた葛飾区木造建築物耐震診断士の派遣について、葛飾区木造建築物耐震診断士派遣事業実施要綱第6条の規定に基づき、耐震診断士の派遣を決定しましたので、次のとおり通知します。

1 派遣対象建築物の住所

葛飾区 丁目 番 号

2 耐震診断士派遣機関

3 注意事項

- (1) 本通知日から**45日以内**に耐震診断を受けてください。
- (2) 耐震診断当日は、現地での立会をお願いいたします。
- (3) 本通知後、派遣診断士から連絡がありますので、診断日について調整してください。
- (4) (1)の期間内に耐震診断を行わない場合は、診断士の派遣を取り消す場合があります。

葛飾区木造建築物耐震診断士の派遣を行わない旨の通知書

様

葛飾区長

年 月 日付で申請を受けた葛飾区木造建築物耐震診断士の派遣について、耐震診断士の派遣を行わないことを決定しましたので、葛飾区木造建築物耐震診断士派遣事業実施要綱第6条第3項の規定に基づき、次のとおり通知します。

1 派遣対象建築物の住所

葛飾区 丁目 番 号

2 診断士の派遣を行わない理由

- 当該建築物は、葛飾区木造建築物耐震診断助成要綱（7 葛都建第 473 号）による耐震診断を受けているため
- 当該建築物は、葛飾区木造建築物耐震診断士派遣事業実施要綱による耐震診断を受けているため
- その他

(参考様式)

年 月 日

葛飾区木造建築物耐震診断士による
耐震事業説明を受けたことの確認書

葛飾区長 様

申請者

〒 _____

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

電話番号 _____

年 月 日付 葛都建第 _____ 号で耐震診断士の派遣決定を受けた建築物は、葛飾区木造建築物耐震診断士派遣事業実施要綱第3条第1項の規定する派遣対象建築物ではないことが判明しましたが、派遣診断士から、区の耐震事業について説明を受けました。

1 派遣建築物

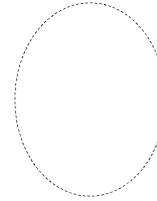
建 物 住 所	葛 飾 区	丁 目	番	号
---------	-------	-----	---	---

2 説明を受けた内容

- 耐震シェルター等設置助成事業 (パンフレット等による説明を含む)
 非木造建築物の耐震診断及び耐震改修に関する事項 (チラシ等による説明を含む)
 その他

(注) 氏名の記載を自署で行う場合は押印を省略できます。

御見積書



令和 年 月 日

葛飾区長 殿

住所
社名
代表者名

印

木造建築物耐震診断等業務委託(単価契約)

見積額 ¥106,000

内訳

名称	件数	単価	金額	備考
耐震診断(一般診断)	1	96,000	96,000	消費税10%税込
耐震事業説明(診断不可物件のみ)	1	10,000	10,000	消費税一律
合計	2		106,000	

(任意様式)

個人情報・機密情報の取り扱いに関する特記仕様書

1. _____ は、本契約により受注した業務を遂行するにあたって、葛飾区が保有する区民等の個人情報・機密情報の漏洩や紛失等により、区民等のプライバシーや権利利益を侵害することがないように努めます。
2. _____ は、本契約により受注した業務に係る個人情報・機密情報に関する管理責任者・_____ を定め、受注業務に着手する前に葛飾区に提出いたします。
3. 個人情報・機密情報を他の情報と混在しないよう、区別し、施錠が可能な保管用ロッカーに厳重に保管します。保管場所は別紙の当事務所の平面図に明示します。
4. 個人情報に対し事故が発生しないように常に適正管理します。事故が発生したときは、直ちに葛飾区に通知し、事故解決に努めます。
5. 個人情報の授受及び搬送は、契約書に準じます。

令和 年 月 日

事務所名 _____

管理責任者 _____ 印

個人情報にかかわる委託業務契約上の書類の処分報告書

この度 私共（ ）が、令和 年度に葛飾区役所と締結した委託業務契約において以下に記すとおり契約業務及びそれらにおける個人情報に関わる書類全てを情報漏洩の無いように適切に処分したことを報告いたします。

1 委託業務と処分した書類

- (1) 木造建築物耐震診断等業務委託（単価契約）
 - ア 葛飾区木造建築物耐震診断士派遣申請書

令和 年 月 日

社名及び代表者名

⑩

